



流山市監査委員告示第4号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長及び流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成31年3月25日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第 4 号様式

流 児 セ 第 5 5 2 号
平成 3 1 年 3 月 7 日

流山市監査委員 佐々木 健一 様
流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 3 1 年 2 月 1 4 日付け、流監第 9 4 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成 3 1 年 2 月 1 4 日・流監第 9 4 号		
監 査 の 種 別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部 児童発達支援センター	指摘 (4)	電話停止手続の失念により、電話料金を多く支払うこととなってしまった。適正な事務手続を徹底されたい。	施設の移転などの際には、例月の請求内容や契約書を確認することとしました。また、電話料金に関しては、口座振替案内（通知）により請求内容（どの電話に対する料金であるかなど）を複数人で確認することともに電話料金に係る表を作成し領収書と突合することとしました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。